沖縄県企画部プレスリリース　令和８年 11 月 25 日

県内市町村の固定資産（土地）に係る
令和９年度基準地価格についてお知らせします。

令和９年度は固定資産税の評価替えに当たり、土地の評価額が見直されます。

沖縄県では、固定資産評価基準に基づき、指定市町村以外の市町村における土地の価格バランスの均衡を図るため、宅地、田、畑及び山林の令和９年度の基準地価格について、沖縄県固定資産評価審議会（濱元 毅 会長）に諮問しました。

同審議会（令和８年 11 月 13 日開催）での審議の結果、諮問のあった基準地価格について適正であると認められ異議ない旨の答申がなされましたのでお知らせします。

※　総務大臣が指定した市町村の基準地価格は、総務大臣が調整を行います。
（沖縄県の指定市町村　　宅地：那覇市、田：石垣市、畑：中城村、山林：国頭村）

※　基準地価格とは、市町村内の評価の指標となる代表的な１地点の価格をいいます。
宅地：　市町村内の地区ごとの標準的な宅地のうち、最も価格が高い地点の評価額
田、畑、山林　：　地勢等から見て上級の土地の評価額

１　市町村別の基準地価格　　別紙のとおりです。

２　令和９年度基準地価格の概要

(1)　前回（令和６年度）との変動率でみると、県全体の単純平均で、宅地は 16.1%上昇となりました。一方、田、畑及び山林では変動はありません。

(2)　基準宅地で一番高いのは、那覇市の 1,414,000 円/㎡です。以下、北谷町、浦添市、宜野湾市、豊見城市となっています。一方、一番低いのは、北大東村の 1,050 円/㎡です。

(3)　基準宅地のうち、前回（令和６年度）と比べ価格が上昇しているのは、選定替えのあった市町村を含めて、34 市町村となっております。

※　別紙の変動率は基準地価格の数値であり、固定資産税額の変動率ではないのでご留意ください。

※　地方税法に規定された負担調整措置により、評価額の急激な上昇が見られても税額は緩やかな上昇となります。

地　目	最も価格の高い市町村		最も価格の低い市町村		県平均 変動率
	市町村名	価　格	市町村名	価　格	
宅地	那覇市	1,414,000 円	北大東村	1,050 円	16.1%
田	名護市	71,920 円	久米島町	28,500 円	0.0%
畑	南風原町	71,700 円	浦添市	31,800 円	0.0%
山林	大宜味村	16,000 円	渡名喜村 久米島町	7,500 円	0.0%

（注）宅地の価格は㎡当たり、田・畑・山林は千㎡当たりとなっています。

沖縄県企画部市町村課税政班　098-866-2134
（※12 時～13 時の間は自動音声案内）